

大阪医科薬科大学 看護学部規程

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）が設置する看護学部において、本学学則（以下、「学則」という。）に基づく必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学則に定める本学の目的に基づき、看護学部の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 豊かな人間性を備え、人々の健康課題に対して多職種と共に対応できる人材を育成する。
- (2) 変化する社会に対応できる柔軟な思考力と幅広い知識及び技術をもった看護実践力を有する人材を育成する。
- (3) 探求心をもって地域社会や国際社会に貢献できる創造的な人材を育成する。

(授業科目等)

第3条 看護学部の授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択・自由の別等は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 前項に定める看護学部の授業は、講義、チュートリアル、演習、実験、実習及び実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
- 3 前項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で学生に履修させることができる。また、学生に海外において履修させる場合においても同様とする。

(履修の登録)

第4条 看護学部の学生（以下、「学生」という。）は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、別に定めるシラバスに基づき履修登録を行わなければならない。

(履修登録の制限)

第5条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- (1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
 - (2) 既に単位を修得した授業科目
- 2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

(単位算定の基準)

第6条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) チュートリアルについては、20時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、講義、チュートリアル及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とすることができる。

(成績の評価、再履修)

第7条 授業科目の成績の評価は、別表1に定める授業科目の細分にしたがって、担当教員がシラバスで示された授業内容に対する学生の学習到達度によって行う。

- 2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とする。

評価	評点	学習到達度との関係
秀	90点以上	極めて優秀な水準で到達目標に達している
優	80点以上89点以下	優秀な水準で到達目標に達している
良	70点以上79点以下	良好な水準で到達目標に達している
可	60点以上69点以下	到達目標に達している
不可	59点以下	到達目標に達していない

- 3 第10条第4項第2号及び第3号の規定に該当し試験を受験できなかった授業科目又は正当な理由なく試験を受験しなかった授業科目については、原則として不合格とする。
- 4 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。この場合、当該授業科目については、第4条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定により不合格となった必修科目を再履修する場合であって、当該再履修科目の担当教員が、当該再履修科目については、該当学生の自己学習によって合格基準に達することが可能であると認めた場合に限り、当該再履修科目に係る授業への出席を免除することがある。
- 6 前項の規定により出席が免除された再履修に係る授業科目を次年度以降に履修登録する際、当該再履修登録科目の授業時間が次年度以降に配当されている他の必修科目の授業時間と重複する場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、所定の手続きを経てその両方の授業科目を履修登録することができる。
- 7 当該期の成績評価について、次の場合に限り、定められた期間内（成績発表から休日を除く3日間）に担当教員又は看護学事務課に異議を申し立てることができる。
- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
 - (2) シラバス等により周知している成績評価の方法から、明らかに評価方法等について疑義があると思われるもの

(単位の認定)

第8条 前条の成績の評価により、合格とする者に所定の単位を認定する。

(GPA)

第9条 第7条第2項の評価に対してグレード・ポイント（以下、「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）を算出する。

$$GPA = \{ (\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \} \text{の累計} / \text{履修単位数の合計 (Dの単位数を含む。)}$$

2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。

（試験）

第10条 試験は、その授業の開講時期に当該授業科目の担当教員が随時試験を行う。

2 試験は筆記によるものとする。ただし、レポート等をもってこれに代える場合がある。

3 実習、演習等の科目については、実技試験または、実習及び演習の成果物をもって試験に代えることができる。

4 次のいずれかに該当する学生は、試験を受験することができない。

(1) 履修登録をしていない学生

(2) 出席時間が、講義及び演習においては授業時間の3分の2に満たない学生、実習においては授業時間の5分の4に満たない学生

(3) 試験時刻に20分を超えて遅参した学生

(4) 学生証を携帯していないもの

5 前項第4号について、学生証を忘れた場合は看護学事務課にて仮学生証の交付を受けることができる。

6 受験者は以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 試験監督者の指示にしたがう。

(2) 机上には、学生証、筆記用具、時計、持ち込みを許可されている資料以外のものを置かない。

(3) 携帯電話等を時計として使用しない。

(4) 学生証は写真を表にして机の上に提示する。

(5) 答案用紙には、学籍番号・名前を記入する。

(6) 退室する場合は、試験開始後30分以上経過していること。

(7) 病気などの理由でやむを得ず欠席する場合は、試験開始までに看護学事務課へ連絡する。

7 以下の場合には答案を無効とする。

(1) 受験資格を有していない学生の答案

(2) 受験者が特定できない答案

（追試験）

第11条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下、「追試験」という。）は、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対してのみ、その願い出により1回に限り追試験を行う。

2 前項の規定により追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験終了後

1 週間以内に、担当教員の承認を得、様式第 1 号による追試験願を看護学事務課に提出し、学部長の承認を得なければならない。この場合、病気により試験を受験できなかった学生には医師の診断書を、事故等により試験を受験できなかった学生にはそれを証明する書類の提出を求める。

3 追試験の実施日時等は、前項の担当教員がその都度別に定める。

4 追試験における点数は、90点を上限とする。

(再試験)

第 1 2 条 評価により不合格となった学生対しては、その願い出により 1 回に限り試験（以下、「再試験」という。）を行う。ただし、看護学部教授会（以下、「教授会」という。）が再試験の必要が無いと認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定により再試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の成績評価が発表された後 1 週間以内に、様式第 2 号による再試験願を看護学事務課に提出し、学部長の承認を得なければならない。

3 再試験の実施日時等は、該当授業科目の担当教員がその都度別に定める。

4 再試験後の成績評価は、原則として 60 点を上限とする。

(受験料)

第 1 3 条 追試験及び再試験を受験する者は、受験料を納めなければならない。

2 受験料の額は、1 科目あたり 3 千円とする。

3 学校感染症等の理由で学部長が認めた場合に限り、追試験の受験料を免除することがある。

(進 級)

第 1 4 条 第 2 学年次の履修の評価後、別に定めるシラバスに基づき所定の単位を修得した者は、1 年次上の学年に進級することができる。

(卒業要件)

第 1 5 条 卒業するためには、4 年以上在学し、別表 1 の「卒業要件の欄」に掲げる単位数を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学則第 2 3 条から第 2 4 条までの規定に基づき認定された単位については、別に定めるところにより、卒業要件単位数への算入を認めることがある。

(休 学)

第 1 6 条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが不適当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学中の在籍料については、授業料相当額を納付しなければならない。

(休学期間)

第17条 休学期間は、引き続き2年を超えることができない。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、学則第7条に定める在学年限に算入しない。

(再入学)

第18条 本学を退学した者で、再入学を志願する者については、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。再入学の願い出は、退学の日から4年以内に限り、学力等について審議のうえ再入学を許可することがある。

- 2 再入学を願い出る者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。
- 3 再入学を許可された者は、学則第15条の規定により入学手続きをしなければならない。
- 4 再入学を許可された者が退学前に修得した単位は認め、退学までの在学年数は学則第7条の在学年限に算入する。

(入学検定料)

第19条 入学検定料は3万5千円、ただし大学入学共通テスト利用選抜は1万5千円とする。

(学費の納入に関する取扱い)

第20条 看護学部の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

(研究生)

第21条 看護学部において、研究生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 看護系の短期大学又は看護系専門学校を卒業した者
 - (2) その他本学において前号と同等以上の学力があると認められた者
- 2 前項に定めるもののほか、運用等に必要な事項は別に定める。

(委託生)

第22条 委託生を志望する者は、委託機関長からによる所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

- 2 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定め、学長が決定する。

(聴講生)

第23条 聴講生を志望する者は、所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

- 2 開講する授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講することができる。

3 聴講生に対しては、試験及び単位の授与を行わない。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

第24条 単位互換履修生及び科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した単位互換履修生及び科目等履修生には、所定の単位を与える。

3 単位を修得した科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。

(入学又は受入れ時期)

第25条 研究生、委託生、聴講生、単位互換履修生及び科目等履修生の入学又は受入れ時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときにはこの限りではない。

(納付金)

第26条 研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生の納付金は、別表2のとおりとする。ただし、研究生又は委託生の研究に要する特別の費用は、それぞれ研究生又は委託機関の負担とする。

(雑 則)

第27条 この規程の施行に際して必要な事項は、看護学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(改 廃)

第28条 この規程の改廃は、教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和3（2021）年度以降入学者適用

(別表1)

区分	授業科目	受講学年次及び単位数					必修・選択		
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計			
基礎科目	人間理解	心理学	2				2	必修	
		生物学	2				2	選択	
		化学	2				2	〃	
		物理学	1				1	〃	
		くらしの中の倫理	1				1	〃	
		大阪を学ぶ	1				1	〃	
		哲学	1				1	〃	
		くらしと文学	2				2	〃	
		教育学	2				2	〃	
		体育Ⅰ	1				1	〃	
		体育Ⅱ	1				1	〃	
	人間関係論	1				1	必修		
	社会理解	キャリアマネジメント	1				1	〃	
		健康科学概論	1				1	〃	
		情報リテラシー	1				1	〃	
		データ処理演習		1			1	選択	
		統計学	2				2	必修	
		日本国憲法と法律	2				2	選択	
		くらしと社会・環境	2				2	〃	
		くらしと経済	2				2	〃	
		くらしと安全・危機管理	2				2	〃	
		異文化理解	2				2	選択	
	専門基礎科目	人体の構造と機能	からだの仕組みと働きⅠ(基礎)	2				2	必修
			からだの仕組みと働きⅡ(発展)	2				2	〃
			感染と免疫	1				1	〃
			からだと栄養	2				2	〃
こころの仕組みと働き			1				1	〃	
病気と治療		フィジカルイグザミネーション		1			1	〃	
		リプロダクションと看護		1			1	選択	
		セクシュアリティと看護		1			1	〃	
		からだづくりの働き		2			2	必修	
		病気の成り立ち		2			2	〃	
保健と医療		病気の診断・治療Ⅰ		2			2	〃	
		病気の診断・治療Ⅱ		2			2	〃	
		食生活論			1		1	選択	
		医学概論	1				1	〃	
		多職種連携論1-医療人マインド	1				1	必修	
看護の基礎	多職種連携論2-医療と専門職		1			1	〃		
	保健医療福祉概論	2				2	〃		
	公衆衛生学・疫学		2			2	〃		
	ヘルスプロモーション論			1		1	選択		
	医療倫理学		1			1	必修		
	リスクマネジメント			1		1	〃		
	異文化看護入門			1		1	選択		
	看護学概論	2				2	必修		
	日常生活援助技術	3				3	〃		
	基礎看護学実習Ⅰ	1				1	〃		
専門科目	看護の基礎	看護アセスメント		1			1	〃	
		治療過程に伴う援助技術		2			2	〃	
		基礎看護学実習Ⅱ		2			2	〃	
		看護管理				1	1	〃	
		看護教育				1	1	〃	
		療養生活支援	成人看護学概論	2				2	〃
			急性期成人看護学援助論		1			1	〃
			急性期成人看護学援助方法			1		1	〃
			急性期成人看護学実習			3		3	〃
			慢性期成人看護学援助論		1			1	〃
	慢性期成人看護学援助方法			1			1	〃	
	慢性期成人看護学実習				3		3	〃	
	精神看護学概論		2				2	〃	
	精神看護学援助論		1				1	〃	
	精神看護学援助方法				1		1	〃	
	地域家族支援	精神看護学実習			2		2	〃	
		老年看護学概論	2				2	〃	
		老年看護学援助論	1				1	〃	
		老年看護学援助方法			1		1	〃	
		老年看護学実習Ⅰ		1			1	〃	
老年看護学実習Ⅱ				3		3	〃		
母性看護学概論		2				2	〃		
母性看護学援助論			1			1	〃		
母性看護学援助方法				1		1	〃		
母性看護学実習				2		2	〃		
発展科目実践	小児看護学概論		2			2	〃		
	小児看護学援助論	1				1	〃		
	小児看護学援助方法			1		1	〃		
	小児看護学実習			2		2	〃		
	在宅看護学概論	2				2	〃		
	在宅看護学援助論	1				1	〃		
	在宅看護学援助方法			1		1	〃		
	在宅看護学実習			2		2	〃		
	公衆衛生看護学概論		2			2	〃		
	公衆衛生看護学活動論		2			2	〃		
保健師科目	地域救命救急		1			1	選択		
	看護と生体診断法				1	1	〃		
	医療カウンセリング				1	1	〃		
	看護実践発展総合演習				1	1	〃		
	看護実践発展実習				2	2	〃		
	公衆衛生看護学活動方法			1		1	〃		
	公衆衛生看護学管理論		2			2	〃		
	公衆衛生看護学演習			1		1	自由*		
	公衆衛生看護学実習Ⅰ			1		1	選択		
	公衆衛生看護学実習Ⅱ			4		4	自由*		
助産師科目	助産学概論		2			2	選択		
	助産診断・技術学Ⅰ			1		1	〃		
	助産診断・技術学Ⅱ				3	3	自由*		
	助産管理				1	1	〃		
	助産学実習				8	8	〃		
	統合	がん看護学総論		1			1	必修	
		家族看護学			1		1	〃	
		チーム医療論			1		1	〃	
		災害看護論			1		1	選択	
		遺伝とカウンセリング				1	1	〃	
看護実践と理論の統合				3		3	必修		
看護研究法					1	1	〃		
原著講読					1	1	〃		
卒業演習					3	3	〃		
統合看護学実習					2	2	〃		
合	計	56	47	39	33	175			

卒業要件単位は、以下の条件を全て満たして合計127単位以上（卒業演習を含む）とする。
 ① 基礎科目より、必修科目13単位を含む合計20単位以上（ただし、人間理解分野と異文化理解分野の選択科目から5単位以上、社会理解分野の選択科目から2単位以上を含む）
 ② 専門基礎科目より、必修科目25単位を含む合計28単位以上
 ③ 専門科目より、必修科目74単位を含む合計79単位以上（ただし自由科目を除く）
 *保健師科目・助産師科目に含まれる自由科目は、単位認定は行わぬ卒業要件単位数には含まれない。

(別表2) 研究生等納付金

<看護学部看護学科>

費 目		金 額	摘 要
研究生	指導料 (月額)	10,000 円	卒業生
	研究料 (月額)	20,000 円 10,000 円	
委託生	指導料 (月額)	20,000 円	金額は研究内容その他を 考慮して定める。
	研究料 (月額)	60,000 円以上	
聴講生	聴講料 (1 科目)	10,000 円	
科目等履修生	授業料 (1 科目)	20,000 円	講義・演習科目
	授業料 (1 科目)	60,000 円	実習科目

様式第1号（看護学部規程第11条第2項関係）

学部長	追試料
	要・不要

追 試 験 願

年 月 日

大阪医科薬科大学看護学部長 殿

学年 学籍番号

名 前 印

下記授業科目について、のため、大阪医科薬科大学看護学部規程第10条に規定する所定の試験を受験できませんでしたので追試験を実施されるよう、同規程第11条第2項の規定により願ひ出ます。

記

授 業 科 目 名	所定試験実施 年月日・時限	担当教員名	担当教員 認 印
	年 月 日 時限		

- 注) 1 願出者は、「授業科目名」、「所定試験実施年月日・時限」及び「担当教員名」の欄にそれぞれの所要事項を記入するものとする。
- 2 所定の試験を受験できなかった理由が傷病の場合にあっては医師の診断書を、それ以外の場合にあっては、当該理由を証明する書類の提出を求める。
- 3 所定の試験を受験できなかった理由が学校感染症(学校保健安全法)による出席停止の場合は、診断名、出席停止期間、登校許可月日が明記された診断書を提出するものとする。
- 4 担当教員の承認を得た後、看護学事務課へ提出するものとする。

学部長

再試験願

年 月 日

大阪医科薬科大学看護学部長 殿

学年	学籍番号
名前	印

下記授業科目について、大阪医科薬科大学看護学部規程第10条に規定する所定の試験に不合格でしたので再試験を実施されるよう、同規程第12条第2項の規定により願ひ出ます。

記

授業科目名	所定試験実施 年月日・時限	担当教員名	再試験実施予定 年月日・時限
	年 月 日 時限		年 月 日 時限
	年 月 日 時限		年 月 日 時限
	年 月 日 時限		年 月 日 時限

- 注) 1 願出者は、「授業科目名」、「所定試験実施年月日・時限」、「担当教員名」及び「再試験実施予定年月日・時限」の欄にそれぞれの所要事項を記入するものとする。
- 2 看護学事務課へ提出するものとする。